## テールゲートリフターの操作の業務特別教育のご案内

建設業労働災害防止協会高知県支部

近年テールゲートリフターに関連する死傷災害が多く発生しております。この内4割以上が休業見込み日数60日以上となっており、死亡災害も毎年複数件発生しています。

テールゲートリフター作業に起因する災害の防止には、機能や危険性を正しく認識した上で、安全な作業方法等を身に着けることが有効であることから、令和6年2月1日より事業者に対し、テールゲートリフターを使用する者に対する教育を法令上義務付けることが必要となりました。

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業における テールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対 象となります。令和6年2月1日以降は、以下の特別教育を受けた者でなければ、テールゲー トリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

記

- 1. 開催日時:令和6年 6月19日(水9:20~17:00
- 2.会場:(学科)高知県県民文化ホール第6多目的室(高知市本町4丁目3-30) (実技)高知市神田(詳しくは講習日に案内)
- 3. 受講資格:満18才以上の者(経験不問)
- 4. 講習費用: 会員 受講料 税込み 16,390円 (テキスト代990円を含む) 非会員受講料 税込み 17,490円 (テキスト代990円を含む)
- 5. 申込方法: 当支部HPより申込書ダウンロードの上、必要事項を記入(必要書類添付)し、 郵送又はご持参下さい。
- 6. 問合せ:建設業労働災害防止協会高知県支部 TEL:088-822-0321 FAX:088-822-0513
- 7. 備考:遅刻・途中退場は、失格になります。 本講習受講に関する詳細は建災防高知県支部 HP にてご確認下さい。